

令和2年5月8日

保護者 様

福島市立瀬上小学校長 栗城 智也

## 新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業の延長及び 休業期間中における段階的な登校日の設定について

福島市教育委員会から臨時休業の延長及び休業期間中における段階的な登校日の設定の通知を受けて、本校としては下記の通り実施いたしますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

### 記

1 臨時休業延長の期間 令和2年5月11日（月）～当面令和2年5月31日（日）

※ ただし、今後政府からの緊急事態解除や県知事からの休業要請解除がある場合は、期間内であっても臨時休業を解除することを検討する。【市教委通知から】

2 休業期間中における段階的な登校日の設定について

○ 臨時休業長期化における児童生徒の心身の健康や学習・生活の状況確認やケアのため、感染予防に最大限配慮した上で、実施可能な教育活動を段階的に実施する機会を設ける。

【市教委通知から】

(1) 5月18日（月）から29日（金）までの間に登校日を以下の通り設定します。

【回数は市教委の通知による】

① 2, 3, 4, 5年生 週2回

② 1, 6年生 週3回

(2) 児童の席の間に可能な限り距離（1～2メートル）を確保し密を避けるために学年を学級ごとの出席番号で2つのグループに分け分散登校を実施します。

① Aグループ

② Bグループ

1年 1番～15番

1年 16番以降

2年 1番～15番

2年 16番以降

3年 1番～13番

3年 14番以降

4年 1番～13番

4年 14番以降

5年 1番～17番

5年 18番以降

6年 1番～13番

6年 14番以降

のぞみ 1番～5番

のぞみ 6番以降

※ 不都合な場合は、担任までご連絡願います。

(3) ランドセルで国語、算数の教科書、ノート等は全学年毎回持参させてください。

(4) 登校前の検温を忘れずに行い、健康観察記録表に記入して持参願います。また、体調が悪いときは無理をして登校させないように願います。通常通り（8時10分まで）の登校となります。

(5) 集団登校とし、集合時刻になったら出発するように声かけをお願いします。その際、学年が1番上の児童が班長や副班長として集団登校するように願います。

(6) 感染防止のため、登校日は半日程度の時間とし、午前中のみで下校とします。（給食はありません。）

(7) 登校日には、児童の家庭における状況の確認とともに、生活・学習について指導を行います。

(8) 登校日における指導と家庭学習との学習サイクルを意識して指導を行います。

(9) (1) 及び (2) を受けてお子さんの登校日は裏面をご覧ください。

(10) 登校日でないときの児童の預かり（8:30～15:00）は継続して行いますので、希望される方は、担任までご連絡願います。